

電力の供給に関する Q & A

件名：十日町地域広域事務組合消防本部庁舎ほか2施設で使用する電力の供給

◆仕様書関連

No.	質疑	回答
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。	入札説明書の電力供給条件仕様書【別紙1】 現供給者のとおりです。
2	旧一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別を 教えてください。	入札説明書の電力供給条件仕様書【別紙1】 契約種別のとおりです。
3	受変電設備（キュービクル）が地下にある施設はありませ るか。	キュービクルが地下にある施設はありません。
4	計量日は請求期間末日の翌日0:00となりますのでご了承い ただけますでしょうか。（例：3/1～3/31までの請求は 4/1 0:00計量）	左記のとおりで結構です。
5	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設があり ますでしょうか。ある場合、旧一般電気事業者に新電力へ 切替ができることを確認いただいていますか。確認いただ いていない場合、仕様どおりに開始できない場合があるこ とをご容赦ください。	3施設ともに東北電力様からの切替を要す る施設です（仕様書別紙1参照）。 新電力への切替を廃止理由とした廃止手続き を進めています。
6	蓄熱割引等の付帯契約がございましたら年間割引額等を教 えてください。 旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用が できませんがご了承いただけますでしょうか。	現在、蓄熱割引等の付帯契約はありません。 割引の有無にかかわらず総額入札になります ので、割引なしの金額で入札していただけれ ば結構です。
7	予備電源、予備送電はないと考えてよいか。	非常用発電機以外はありません。
8	自家発補給契約はあるか。	自家発補給契約はありません。

電力の供給に関するQ & A

件名： 十日町地域広域事務組合消防本部庁舎ほか2施設で使用する電力の供給

◆入札、積算内訳書関連

No.	質疑	回答
1	入札内訳書に代表者名記入の上、押印をいたしますがよろしいでしょうか。	積算内訳書への押印は必要ありませんが、押印いただいても差し支えありません。
2	入札書及び内訳書に割り印は必要でしょうか。	割り印は必要ありません。
3	施設ごとに異なる単価設定は可能でしょうか。	可能です。入札は施設ごとの総額で決定します。
4	入札金額について、施設ごとに税抜金額を算出し、その金額の足し算でよろしいでしょうか。	左記のとおりで結構です。 積算内訳書（記入例）を参照ください。
5	積算内訳書で使用する単価は税抜、税込のどちらか。	全て税込でお願いします。
6	入札金額算定にあたって、契約期間すべて消費税率は8%でよろしいでしょうか。	左記のとおりで結構です。
7	基本料金積算時に力率割引を含める必要はあるか。	基本料金積算時には、力率は100%とし力率割引率を0.85で積算してください。
8	燃料調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札（見積）金額に考慮する必要があるか。	入札金額には燃料調整額、再生可能エネルギー促進賦課金は含めないでください。
9	入札内訳書作成に当たり、「税込で計算した金額を入札金額（税抜）にする時」の端数処理方法について教えてください。	円未満四捨五入としてください。積算内訳書（記入例）を参照ください。

電力の供給に関するQ & A

件名：十日町地域広域事務組合消防本部庁舎ほか2施設で使用する電力の供給

◆契約関連

No.	質疑	回答
1	契約締結時、契約書内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。	協議のうえ必要と認められる場合には条文の変更等に応じます。協定書の別途締結は想定していません。
2	旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じることは可能か。	値上げについてお約束はできませんが協議には応じさせていただきます。
3	契約途中で消費税が値上げした場合、契約単価見直しについて協議に応じることは可能か。	入札説明書の10その他(3)に基づいて、単価の見直しを想定しています。
4	地域の旧一般電気事業者において燃料費調整単価の見直しが行われた場合、本契約においても同様の見直しが行われるものと考えてよいか。契約時の燃料調整単価の算定方法のまま契約期間内は変更なしか。	同様の見直しになるかも含めその際の協議により決定させていただきます。

◆請求、その他関連

No.	質疑	回答
1	検針結果を書類・データにて報告することはできませんがよろしいでしょうか。(Webにて使用量を確認することはできません) ※請求書は紙ベースとなります。	検針結果については左記のとおりで結構です。 請求書については施設ごとに紙ベースで発行願います。
2	請求書の雛形は弊社の様式となるがよいか。	当市の財務規則等に定められている事項が記載され、押印があれば貴社様式で結構です。
3	積算内訳書(記入例)で指定された端数処理法は入札金額算定専用のものでと考えてよいか。実際の請求時には、旧一般電気事業者と同様の端数処理でよいか。	左記のとおりで結構です。